

**山形県立米沢養護学校分校（仮称）校舎等新築工事設計業務
公募型簡易プロポーザル募集要領**

1 目的

山形県教育委員会では、県内8地域すべてに知的障がい特別支援学校の教育機能を整備することとしており、西置賜地域については、小学校や高等学校の空き教室を活用した分校の整備を行ってまいりました。

しかし、近年の在籍児童数の増加により、教室の狭隘化といった問題が生じており、令和5年度には米沢養護学校長井校において教室不足が生じる見込みとなっております。

この課題を解決するため、令和2年8月に「特別支援学校の校舎等整備計画」を策定し、長井市立長井南中学校校地を一部活用し、中学部・高等部の併置分校施設を新築することといたしました。

本業務は、新築分校施設が、利用する生徒や利用者にとって魅力ある施設となるよう、選定方法の公平性・透明性を図るため公募型簡易プロポーザル方式により広く提案を求め、設計業務委託候補者を選定するものです。

2 対象業務の概要

- (1) 業務名 令和2年度山形県立米沢養護学校分校（仮称）校舎等新築工事設計業務委託
- (2) 業務内容 基本設計及び実施設計業務一式

3 担当部局

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
山形県教育庁教育政策課
TEL 023-630-3284

4 日程

- 募集要領等の配布期間 令和2年11月26日(木)～令和2年12月22日(火)
- 質問提出期限 令和2年12月4日(金)
- 質問の回答閲覧 令和2年12月11日(金)～令和2年12月22日(火)
- 参加表明書、プロポーザル提案書の提出期限 令和2年12月23日(水)
- 第一次審査 令和3年1月5日(火)(予定)
- 第一次審査の結果通知 第一次審査後速やかに通知する。
- 第二次審査 令和3年1月15日(金)(予定)
- 第二次審査の結果通知 令和3年1月25日(月)(予定)

5 設計者選定方法等

(1) 参加資格

提案書を提出することができるのは、次の条件をすべて満たす者とします。

- ① 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項の規定による競争

入札参加資格者名簿（設計・測量・調査・コンサルタント及び工事材料）に登載されていること。

- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を山形県知事から受けていること。
- ④ 建築士法第 26 条第 2 項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 提案書等の提出日から当該業務委託の履行期限までのいずれの日においても、山形県建築設計業務委託契約書第 42 条第 10 号の規定（暴力団排除条項）に該当しないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続き開始決定を受けた者であること。

（2）留意事項

- ① 提案書等の提出は、参加表明者の所属する一級建築士事務所で 1 提案のみとする。
- ② プロポーザル提案者は、本業務について、専門分野の技術者（管理技術者及び総合担当主任技術者を除く。）の協力を仰ぐことができる。ただし、この協力者及びその者の所属する一級建築士事務所は、上記②、④、⑤、⑥及び⑦の資格要件を満たすこと。また、この協力者及びその者の所属する一級建築士事務所は、前各号の資格要件にかかわらず、当該プロポーザルにおける参加資格を失い、同時にこの協力者及びその者の所属する一級建築士事務所は他の応募者の協力者になることはできない。

（3）失格基準

次の各号の一に該当する場合、その提案を行った参加者は失格とします。

- ① 提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ② 提案書等の作成様式及び記載要領に示された条件に適合しないもの。
- ③ 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 提案書等に許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥ 提案書等に虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑦ この要領に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

（4）審査方法

- ① 選定にかかる審査は、山形県立米沢養護学校分校（仮称）校舎等新築工事設計業務簡易プロポーザル方式設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。
- ② 評価項目・配点は、別添 3 「山形県立米沢養護学校分校（仮称）校舎等新築工事

設計業務 技術提案書の評価基準」(100点満点)によります。

- ③ 審査は2段階とし、第一次審査では提出された提案書等の書類審査を行い、上位3者程度を第二次審査参加者に選定します。
- ④ 第二次審査では、提案書をもとに参加者のヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者を各1者選定します。
- ⑤ 参加者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとしますが、設計業務委託候補者として選定するか否かについては選定委員会で決定します。
- ⑥ 評価点が同点の場合、評価項目「提案課題に対する技術提案」の合計点がより高い者を選定します。同項目も同点の場合は、選定委員会の協議によることとします。

(5) 審査結果の通知

- ① 第一次審査の結果は、参加者全員に書面で通知します。なお、第二次審査参加者については、日時、場所、留意事項等を併せて通知します。
- ② 第二次審査の結果は、第二次審査参加者全員に書面で通知します。また、審査結果については、山形県ホームページへの掲載等により公表します。

6 提案書等の提出手続き

(1) 募集要領等の配布

① 配布する資料

- ・山形県立米沢養護学校分校(仮称)校舎等新築工事設計業務 公募型簡易プロポーザル募集要領(本資料)
- ・別添1 山形県立米沢養護学校分校(仮称)校舎等新築工事の概要及び提案課題
- ・別添2 プロポーザル提案書記載要領
- ・別添3 山形県立米沢養護学校分校(仮称)校舎等新築工事設計業務 技術提案書の評価基準
- ・別添4 建設地位置図
- ・別添5 特別支援学校の校舎等整備計画

- ② 配布期間 令和2年11月26日(木)～令和2年12月22日(火)
(配布時間は、平日午前9時から午後5時まで。手渡しのみ。)

- ③ 配布場所 3の担当部局

- ④ 留意事項 募集要領等は、5(1)の参加資格のいずれかに明らかに該当しないと見込まれる場合は配布しません。

(2) 質問

- ① 提出期限 令和2年12月4日(金)午後5時
(受付時間は、平日午前9時から午後5時まで)

- ② 提出場所 3の担当部局

- ③ 質問方法 質問は様式-2により、持参、郵送(簡易書留郵便等の確実な方法に限る。提出期限必着)又は電子メール(3の担当部局に受信確認を電話で行うこと)でのみ受け付けます。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和2年12月11日(金)から令和2年12月22日(火)まで、3の担当部局で閲覧に供するとともに、募集要領等を受領した者に通知します。

(4) 参加表明書・提案書等の提出

- ① 提出期限 令和2年12月23日(水)午後5時
(受付時間は、平日午前9時から午後5時まで)
- ② 提出場所 3の担当部局
- ③ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便等の確実な方法に限る。提出期限必着)
- ④ 提出部数 7の提出様式及び提出部数に記載のとおり

7 提出様式及び提出部数

提出様式	提出部数	備考
① 質問書(様式1)	1部	
② プロポーザル送付書(参加表明書) (様式2)	1部	添付する書類の写しの部数 についても各1部とする。
③ 山形県立米沢養護学校分校(仮称)校 舎等新築工事設計業務 公募型簡易プ ロポーザル提案書(様式3)	3部	

様式のデータは山形県ホームページ(<https://www.pref.yamagata.jp/>)に掲載します。

8 設計業務委託契約

(1) 契約の相手方

山形県は、最優秀者を設計業務委託候補者とし、契約の交渉を行います。なお、最優秀者との契約が成立しない場合は、優秀者と交渉を行うものとします。

(2) 契約方法

設計委託料は、県の定める方法により算出した金額を上限として見積書を徴収のうえ決定し、随意契約を行います。ただし、契約締結までに5(1)の参加資格に該当しなくなった場合は契約しません。

(3) 工事受注資格の喪失

本設計業務を受託した設計者(協力事務所含む。)と資本・人事面等において関連があると認められる製造会社又は建設業者は、本事業に係る全ての工事の入札に参加し、又は工事(下請工事を含む。)を請負うことはできません。

9 現地視察について

(1) 担当部局において、現地での説明会等はありません。

(2) 参加者が独自に現地視察を行う場合は、長井市立長井南中学校(Tel0238-88-5311)に事前に連絡し、指示に従ってください。学校関係者及び近隣の住民に迷惑が掛からないよう十分に注意してください。

10 その他

- (1) 提案書の作成、提出及びヒアリング等の応募に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、最優秀者等の選定作業に必要な範囲において複製して使用します。
- (3) 提出された提案書等は返却しません。
- (4) 提案書等に記載した提案チームの技術者は、特別の理由があると認められる場合を除き、原則として変更できません。
- (5) 提出期限以降は提出された提案書等の差替えを認めません。
- (6) 提案書等で使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の規定によるものに限ります。
- (7) 本設計業務を受託した設計者は、発注者及び関係者で組織する検討会等と十分に調整を図り設計業務を進めるものとします。